

照度基準 4-1 [病院]

出典:日本工業標準調査会 JIS Z 9110-1979

照度 (lx)	場 所	作 業
10,000	—	—
7,500	視機能検査室(眼科明室) ⁽⁴⁾	—
5,000	—	—
3,000	—	—
2,000	—	—
1,500	—	—
1,000	手術室 ⁽⁵⁾	○剖検 ○分べん介助 ○救急処置 ○視診 ○注射 ○製剤 ○調剤 ○技工 ○検査 ○窓口事務
750	診察室、処置室、救急室、分べん室、院長室、医局、研究室、会議室、看護婦室、 薬局、製剤室、調剤室、剖検室、 病理細菌検査室、図書室、事務室、 玄関ホール	○包帯交換(病室) ○ギプス着脱
500	育児室、記録室、待合室、面会室、 外来の廊下	○ベッドの読書
300	食堂、配ぜん室、一般検査室(血液、 尿、便などの検査)、生理検査室(脳波、 心電図、視力などの検査)、技工室、 中央材料室、アイトープ室	—
200	病室、X線室(撮影、操作、読影など)、 物療室、温浴室、水浴室、運動機械室、 聴力検査室、滅菌室、薬品倉庫	—
150	麻酔室、回復室、霊安室、更衣室、 浴室、洗面所、便所、汚物室、 洗たく場、カルテ室、宿直室、階段	—
100	動物室、暗室(写真など)、非常階段	—
75	内視鏡検査室 ⁽⁶⁾ 、 X線透視室 ⁽⁶⁾ 、眼科暗室 ⁽⁶⁾ 、 車寄せ、病とう(棟)の廊下	—
50	—	—
30	—	—
20	—	—
10	—	—
5	—	—
2	—	—
1	深夜の病室及び廊下 ⁽⁷⁾	—

注 (4) 50 lxまで調光できることが望ましい。

(5) 手術野の照度は、手術台上直径30cmの範囲において无影燈により20,000 lx以上とする。

(6) 0 lxまで調光できるものとする。

(7) 足元燈などによる。

備考 診療所の照度は、病院に準ずるものとする。